

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年5月13日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年5月13日（月） 午後1時00分～午後2時56分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 吉 田 ゆ み こ
委 員 高 橋 伸 明 委 員 せ お 麻 里
委 員 ゆ き た 政 春 委 員 安 藤 た い 作
委 員 高 橋 し ん じ 委 員 石 田 し ん ご

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
舩 木 庶 務 課 長 荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長
柏 木 学 務 課 長 丸 谷 教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長
河 内 品 川 図 書 館 長 佐 藤 子 ど も 未 来 部 長
原 児 童 相 談 所 担 当 部 長 藤 村 子 ど も 育 成 課 長
柴 田 子 ど も 施 策 連 携 担 当 課 長 芝 野 保 育 入 園 調 整 課 長
飛 田 子 育 て 応 援 課 長 中 島 保 育 施 設 運 営 課 長
佐 藤 （ 裕 ） 保 育 事 業 担 当 課 長

○午後1時00分開会

○つる委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 区立学校における校庭安全点検の実施結果について

○つる委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)区立学校における校庭安全点検の実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○荒木学校施設担当課長

それでは、区立学校における校庭安全点検の実施結果について、ご説明いたします。お手元のA4判資料をご覧くださいませでしょうか。

品川区では、本年1月28日地域のサッカークラブの活動中、児童1名が地中に埋まっていた棒状金物によりけがを負う事案の発生を踏まえ、全ての区立学校の土および天然芝の校庭において金属探知機による緊急調査を行い、必要な除去作業を実施いたしました。

具体的内容は記書きのとおりでございます。対象とした23校において、金属探知機にて反応した箇所の表層10cmの深さまで掘削し、金属物などを除去する作業を本年2月3日に着手し、3月29日までに全て完了いたしました。その際、ガラス片などの異物も含め除去しており、総数は7,794本となっております。

今後につきましては、4つの方針のとおり、児童・生徒の安全安心な運動環境確保に向けて、維持管理を徹底してまいります。

1つ目に、校庭において、原則、棒状金物を使用しないことといたします。

2つ目、恒久的なマーカーを設置する場合は、安全性の高いゴム製のものを使用します。

3つ目、行事などの実施に際し、一時的にマーカーが必要な場合は、棒状金物が表層に出ないように十分に埋めるとともに、実施後には使用本数と除去本数を照合するなどして、残置しないようにいたします。

4つ目、地域のスポーツクラブなど学校以外の活動においても、利用前の安全確認や利用後の清掃・整備を徹底してもらうよう注意喚起を図ります。

なお、本件につきましては、別途児童・生徒の保護者や学校施設開放の利用団体にもお知らせしており、安全確保に向けた取組にご協力いただいているところでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

今回、かなり徹底した対応かと思うのですけれども、昨年4月に他区の小学校の校庭で釘のけがが

出て、品川区でも緊急安全点検というのが行われまして、5月には結果が発表されていたのですけれども、そこで全て撤去済みということで発表を一度されているので、何かもう安全かなというふうに取ってしまうのは自然かと思うのですけれども、今回事故が発生ということでこういう感じになったということなのです。一連を見ていると、ちょっと対応には課題があったのかなと思わざるを得ないのでけれども、今後の対応にどう生かしていくのかということと、あと、そこら辺は安全ではなかったのかということでの当事者への説明というのは、今回、前回の調査との関係性について何か説明とかはあったのでしょうかということをお伺いします。

○荒木学校施設担当課長

まず、5月の緊急対応でございますが、こちらは令和5年4月の他自治体で発生いたしました同様の事案を受けて、品川区といたしましてもただ事ではないと、関連性が非常に高いと捉えまして、早急に対応ということで目視点検を実施いたしました。その際にも幾つかの校庭から確認できたものは撤去しておりますが、やはり目視確認ということで表層部分の確認を主にやっておりましたので、地中深くに埋まっているものまでは把握することができなかったということは事実でございます。

その辺につきましては、今回しっかりと金属探知機で確認し、除去してきました。今後は、現在がある意味では一番安全な状況の校庭になっておりますので、こちら冒頭申し上げた4つの対策を徹底いたしまして、引き続き児童・生徒の安全安心に使える校庭の環境を確保してまいりたいと考えております。

○安藤委員

安全確保義務というのは、かなり教育行政にとって最も大事なところだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○石田（し）委員

まず、今回の調査でかかった費用というのは幾らなのか教えていただきたいのと、昨年ときはあくまでも目視でやられたということですが、たしか他区では実際けがをされた児童がいるので、そういった意味でも少し踏み込んで金属探知機を使って調査をされたのだらうなと思うのですけれども、なぜ品川区ではそこはあくまでも目視でとどめたのかということをご改めて教えてください。

よろしく申し上げます。

○荒木学校施設担当課長

1点目の費用でございますが、約1,000万円弱程度かかってございます。

2点目の目視というところでございますが、先ほどのご説明にもあったのですけれども、まずは早急に対応したいということが1点でございます。その上で、可能な限り維持点検を実施していく中で安全安心を確保していこうというところで、当時は判断いたしました。

○石田（し）委員

これは今回のこういう件だけではなくて、いつもそうなのですけれども、何かが起こってからしかなかなか行政が動けないというのも一方で分かるのだけれども、やはり子どもたちの安全に関しては、私はやはり予防の視点をしっかり持って、少し踏み込んででも、やはりそういった安全を確保するための行動というのはぜひ行っていただきたいと思っていて、今回のケースもまさにそれで、もし仮に昨年の5月に他区で起きたことであっても、そういうことがあったから調査をしたわけです。本来であればそういったことがなくても、例えばそういう可能性があるのだったら調査をするというのがあって、私が小学生の頃というのは、私が行っていた小学校は埋立地だったから、いわゆる貝殻とか

が校庭にすごく出てきたのです。結構そこでやはりけがをする子どもたちもいたので、割とそこは結構気にしながら先生たちもやっていて何となく私も印象があるのですけれども、そういった意味も含めて、やはり何かがあってからどうこうするのではなくて、やはりできる限り予防対策としてしっかりと踏み込んだ安全対策を。

要は、たとえそこに今回のように1,000万円かかったとしても、何もなければそれはいいですよ。何もないからって、それを無駄遣いだとは誰も思わないだろうと思うので、ぜひそこは改めて教育委員会としては考えていただきたいと思う。

これは教育委員会がやはり先頭に立ってやるのが結構大事で、いわゆる区長部局も結構多いですよ。ストーカーの事件とかもそうだし、今回の東京15区の選挙のときもそうだけれども、何かがあってからみんな法改正をしようとか言うのだけれども、私はそうではなくて、やはりみんな考えて、一歩先を見て予防できるものは予防していこうというほうが大事だと思うので、それは特に子どもたちには必要な視点だと思うので、今回のこの件をもって、やはり改めて一歩踏み込んだ教育委員会としての安全対策というのをこれからさらに気をつけて取っていただきたいと私は思うのですけれども、その辺の思いがあれば教えてください。

○荒木学校施設担当課長

ただいま委員からご指摘いただきましたとおり、児童・生徒の安全安心の確保につきましては、他自治体での事案なども踏まえて、先行して当然予防策を取っていくことがやはり必要だろうと考えております。その点については、常に日頃から情報収集などを含め取り組んでまいりたいと考えます。

○ゆきた委員

1点だけ確認させていただきたいと思いますが、今後の方針の中で、「恒久的なマーカーを設置する場合は、安全性の高いゴム製のものを使用する」とありますが、それはもう既に徹底されているのか、そうでなければいつから徹底されていくのか。ゴム製のものは指定されたものにしていくのかとか、この辺についてお聞きできればと思います。

○荒木学校施設担当課長

こちらのゴム製のものにつきましては、既に代替が進んでいる学校もございます。学校のほうで教育委員会に問合せなどがあれば、こちら教育委員会が指定する製品をご紹介します、ほかの学校についても取り組んでいただくという方向で進めております。

○ゆきた委員

確認できました。安全対策を引き続き継続していただければと思います。

○高橋（伸）委員

先ほどのご説明の中で、今後の方針で（4）なのですけれども、地域のスポーツクラブなど学校以外の活動においてもというところなのだけれども、このスポーツクラブ以外というのは、学校教育の場で言うと学校の教職員なのか用務の方がいろいろ徹底されていると思うのですが、先ほどのご説明だと施設開放というところが出てきたのです。あとスポーツ全般通じると、野球、サッカー、あとほかに幾つかあると思うのですけれども、スポーツ推進会議とかいうのがあるじゃないですか。そういう場においても、啓発というか徹底してくださいねというのはきちんと説明をされているのですか。

○荒木学校施設担当課長

今後の方針の4つ目、学校以外の活動においてもというところがございます。こちらにつきましては、各開放団体の集まりがあります、スポーツクラブですとか施設調整会議といったものがございま

して、こちらのほうにはスポーツ推進課を通して既に周知を図ってもらっておりますので、今後の貸出しの際には、また重ねて学校側のほうからお願いするですとか、注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員

ぜひ本当にこれは何かあってからでは遅いので、もう本当に意識徹底をさせていただきたいと思えますので、引き続きどうぞよろしく申し上げます。

○せお委員

私も高橋伸明委員と似たようなところで、その地域のスポーツクラブなどは今理解したのですけれども、あとイベントとかで結構いろいろな団体が入られると思うのです。だからそういったところへはどのように、学校も理解しました、スポーツクラブなどは理解したのですけれども、そういったところにどのように伝わっていくのかというのがちょっと私の中では想像がつかなかったもので、教えていただきたいです。

○荒木学校施設担当課長

ただ今のご指摘ですが、例えば町会のお祭りですとか防災訓練などを想定しているのですけれども、例えばそういうときには、各団体の方々が事前に調整に入られると思いますので、そういったときに学校側からまずお伝えいただいて、実施前の安全確認と、実施後の安全点検とか整備を徹底していただくようお願いしていただきたいと考えております。

○せお委員

皆さん学校と関わるということだと思うので、必ずまず学校を一回かんでいただくということと、あとはもうその学校側で、外の団体の方々にももう必ずこのお話が行くようにというのは、そこは必ずつなげるルートというか話し合える場ができるように設定していただきたいと思えます。そこは要望して終わります。

○吉田副委員長

皆さんのご質疑の中で大分分かってきたのですけれども、ここの除去数のところで、その他が「ガラス片など」と書いてあるので、ついその他の中にガラス片が多かったのかしらと読んでしまうのですけれども、そもそもそのほかの金属類については、そのマーカーで使われたものが残っていたとか、そういうので学校の校庭にあることがある程度想定できるものなのかと思うのですが、ガラス片とかいうのは、今お話があったようないろいろなイベントで使われる中でガラス片というのがどこかで紛れ込んでしまったということなののでしょうか。ちょっとガラス片と校庭にあるということの結びつきが分からないのと、それから「ガラス片など」になっていますが、そのほかのそういう危険な異物というかどうかというものがあつたのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○荒木学校施設担当課長

回答の順序が逆になります。ガラス片などの「など」につきましては、ガラス片以外にもコンクリートの小さい固まりなどが出てきております。そちらの発生源の特定は難しいところではございますが、例えば過去の工事において発生した残骸など全て撤去し切れなかった可能性ですとか、あとはほかの学校以外の団体活動で、意図せずに残してしまったものがあるのかなということも考えております。

○吉田副委員長

そのガラス片というのも同じような原因なののでしょうか。学校で行われる行事とそのガラス片とい

うのが、例えば今お祭りでもあまりガラスの食器とかは使わないような気がして、どうしてこういうものがそもそも校庭に残ってしまったのかというのが不思議です。

どうしてこういうことを聞くかということ、ほかの委員の皆さんからもご意見がありましたけれども、今後注意喚起をするときに、例えばもう当たり前のような気がするのですけれども、そういうガラスのものは使わないようにというような徹底が必要なのではないかと思ったので伺うのですが、いかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

こちらご指摘いただきましたとおり、ガラス片だとかコンクリート片といったものは通常は学校施設には持ち込んではならないもの、あってはおかしなものと考えております。その点につきましては、当然先ほどの回答にもあったのですが、学校側のほうから各団体に持込みを禁止すること、安全管理、清掃を徹底していただくということを繰り返し伝えていただいて、こういったものが発生しないように努めていきたいと考えております。

○吉田副委員長

分かりました。ただ、やはり基本持ち込まないようなものが持ち込まれていたということを見ると、予防的に考えれば、皆さんにこういうものは持ち込まないようにというのを徹底していただくとともに、時々やはり定期的に子どもたちの安全を守るという視点での点検というのが今後にも必要になるのではないかなと思います。もちろん、皆さんの徹底した後のそれぞれの団体の対応を疑うわけではないのですけれども、これまででもそのような悪意でというか故意でこういうことをやった人はいないと思うのです。でも、やはりこういうことが起きてしまったということは重く受け止めていただいて、それほどしょっちゅうである必要はないと思いますけれども、こういう事故が学校で起こり得るということを想定して、今後もその時々での点検、時々というのは変な言い方ですね。定期的な点検というのを検討していただければと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

定期的な安全点検というところにつきましては、まず学校のほうから取り組んでいただきまして、あとは教育委員会職員といたしましても定期的に学校のほうへ行きまして、校庭以外のところも安全点検などを実施しておりますので、その中でしっかりと点検をしていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和6年度 学級編制について

○つる委員長

次に、(2)令和6年度学級編制についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、令和6年度の学級編制について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

なお、今回説明いたします学級編制でございますが、4月1日現在となりますので、ご了承ください。また、表の説明に入ります前に、学級を編制するにあたりまして、義務教育の全国的な水準を維持する目的として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が定められて

おります。こちらの法律は令和3年度に改正されまして、小学校・義務教育学校前期課程の学級編制が、40人から35人に引下げとなっております。人数の引下げは段階的に行われることとなっております。令和6年度につきましては1年生から5年生が35人学級、6年生は40人学級となっております。来年度の令和7年度になりますが、小学校の全ての学年が35人学級になる予定となっております。

それでは、表の説明に入らせていただきます。1ページ目、小学校・義務教育学校前期課程でございます。初めに表の見方でございますけれども、左側から通し番号、校名、児童数、学級数となっております。なお、特別支援の欄には特別支援学級、特別支援教室の児童数・学級数を記載しております。特別支援学級の欄でございますが、括弧なしで書いてあります数字が特別支援学級、山括弧というちょっと角ばった括弧は通級の数で、通常の普通の括弧で書いてあるのが特別支援教室を表してございます。

表の中でピンクの網かけをしている部分がございます。9番の第四日野小学校の1年生68人のところです。こちらは表の下に説明を記載しておりますが、区の判断による弾力的運用を行ったものとなります。本来ですと2学級となるところでございますが、配慮が必要な児童が一定数おり、きめ細やかな指導を行うために3学級として編制しております。

今年度の小学校・義務教育学校前期課程の全体の状況でございますが、表の下の児童数の合計でございます。新1年生は2,935人、こちらは昨年度と比べて43人の減となっております。普通教室在籍の児童数の合計は1万7,640人。昨年と比べて148人の増となっております。

次に学級数でございますが、新1年生は102学級、昨年と比べて3学級の減。普通教室の合計は598学級、昨年と比べて14学級の増となっております。

特別支援についてでございます。水色の網かけのところでございます。特別支援学級の児童数は226人、昨年と比べて34人の増となっております。学級数は33学級、昨年と比べて3学級の増となっております。括弧でお示ししております特別支援教室、通級の児童数は692人、昨年度と比べて40人の減。通級の学級数は8学級、昨年と比べて1学級の増となっております。

続きまして2ページ、中学校・義務教育学校後期課程でございます。中学校につきましては法律的に40人学級ではございますが、東京都の基準で、7年生については35人学級の採用ができるようになっておりまして、教員の加配措置等が実施されております。そのため、7年生につきましては学校の実情に応じて学級増、もしくは教員の加配のいずれかを選択できることになっております。表の見方は小学校と同じとなります。表で、7年生黄色の網かけ、こちらは学級数の増を選択した学校となります。青色の網かけ、こちらは学級数を増やさないで、教員の加配を選択した学校となります。

今年度の中学校・義務教育学校後期課程の全体的な状況でございますが、この表の下の生徒数の合計、新7年生は1,661人、昨年と比べて15人の減となっております。普通教室在籍の生徒数の合計は5,046人、昨年と比べて14人の増となっております。

学級数でございますが、新7年生は52学級、昨年度と同数となっております。普通教室の合計は153学級、昨年度と比べて1学級の増となっております。特別支援でございますが、特別支援学級の生徒数は168人、昨年と比べて23人の増。学級数は26学級、昨年と比べて4学級の増となっております。括弧で示しております特別支援教室、通級の生徒数は122人、昨年度と比べ6人の減。通級の学級数は1学級、昨年度と同数となっております。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず小学校なのですけれども、第四日野小学校のところなのですが、その説明がありましたけれども、こういう弾力的運用の申請があった学校というのはこの第四日野小学校だけだったのかを伺いたいのと、あと、この区独自判断による弾力的運用ということで、増員が必要な教員については、その学校に区の独自教員を充てて増やしているということなのでしょうか、伺います。

○柏木学務課長

まず弾力的運用の申請でございますが、今年度につきましては第四日野小学校のみとなっております。

その弾力的運用をした教室の教員でございますが、こちらは都からその分教員が配置されるということになってございます。

○安藤委員

この弾力化の制度というのは結構ここだけなのかというか、一応ほかの学校でも要望があると思うのですけれども、場合によってはこういった相談を受け付けますみたいな、こういう弾力化の制度はどのように各学校に周知しているのでしょうか、伺います。

それと、申請があった後の流れ、その配置の有無の決定の判断などは誰がどのように行われているのか伺いたいと思います。

○柏木学務課長

制度の周知でございますけれども、こちらは毎年各学校に周知はしてございます。今回は第四日野小学校の1年生だけでございますけれども、昨年度ですと第四日野小学校の3年生ですとか、八潮学園の4年生等が申請を受けて、弾力化をしてございます。

こちらの弾力化の申請後の判断でございますが、基本は申請いただいて、学務課のほうで内容を確認し、基本的にはそのまま東京都のほうに申請をします。最終的には東京都の判断になりますけれども、基本的には区の申請がそのまま認められるという形になってございます。

○安藤委員

分かりました。根本的には学級編制をもっとさらに少人数にしていくということが大事なのですが、現状でもこのように東京都に相談して教員まで来るということであれば、品川区で独自教員を雇っていることも含めて、ぜひ現場の要請に応じてきめ細やかな教育環境をつくれるようにやっていただきたいと思います。

中学校なのですけれども、これも毎年聞いているのですが、学級増を選択するところとしないところというのがありますが、今回半々ということで、この学級増を選択しない学校の理由は何なのか伺いたいと思いますし、つかんでいるのか伺いたいと思います。各学校としては学級増したいのだけどもできないのか、それとも主体的な判断として、学級増でなく加配のほうを選んでいるのか、伺いたいと思います。

○柏木学務課長

学級増をするか、加配を選ぶか、こちらについては全て学校の判断という形になりますので、教育委員会側で理由を聞いて判断しているということはありません。あくまでも学校が実情に応じて判断をしているということでございまして、ある意味理由につきましても、そういう意味では学校の判

断ということで、こちらのほうでは把握はしてございません。

○安藤委員

いや、ぜひ把握してもらいたいと昨年も言ったのですけれども、というのは、分かりませんが、何か学校の設備環境で、本当は学級を増やしたいのだけれども教室が足りないとかになっているかもしれないわけじゃないですか。そこら辺、私としてはやはり全ての学校で学級増を選択してもらいたいと思っています。というのは、やはりクラスの人数が多数ですと、それだけ子どもたちを見られる機会も少なくなりますし、先生も大変ですし、私も見学とかに行きますと、教室も小学校ならいざ知らず、中学校になると体も大きくなって、そこに40人いるというのはもう大変なことで、もう先生はこれを見られるのかとやはりどうしても素人目にも思ってしまいます。

ですから、そういうメリットがたくさんあるわけですから、教育効果を考えれば、区教育委員会としては学級増ができる支援、あるいは勸奨を行うべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。あと、理由をつかんでいただきたいという点についてもぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○柏木学務課長

学級増を選ぶか加配を選ぶかというのは、あくまでも本当にこちらは学校の判断ということで、教育委員会が意図的に学級数を増やさないでくれとか、増やしてくれとか、そういう関与は一切してございません。学級増を選ぶ、選ばない理由につきましては、学校の状況を把握できるかどうか、今後考えていきたいと思えます。

○ゆきた委員

先ほど理事者からのご説明があったとおりで、令和7年度の来年度には全ての小学校が35人学級になる区の方針ということで、今年度はこの資料を見ると全体で17の学級数が増えているというのが確認できていますので、着実に対策が取られていると感じています。

中でも鮫浜小学校では、昨年度は6学年が1学級であったのに対して、この資料を見ると4学級になっているので、3学級の増加になると思われれます。鮫浜小学校では令和4年5月に学校改築されていますが、今回の学級増加の教室の対応をどうされたのか。学校や保護者から、この変化に対して声が上がってきていないか。声があれば教えていただければと思います。

○柏木学務課長

鮫浜小学校の件でございます。委員ご指摘のとおり、昨年度と比べて3学級の増となつてございます。これにつきましては、2年前に就学人口の推計等もしまして学級数が増えるというのが分かっておりますので、そこは昨年度予算措置をいたしまして、夏に必要な改修、教室に転用できる場所を学校と相談して把握した上で、そちらのほうを普通教室にする対応を取って、学級増ができるようにしているところでございます。

○ゆきた委員

地域の声では学級増加に対しての不安の声は聞いていますが、入学するにあたって安心を提供する上でも、懸念事項の発信は難しい面があると思われれるのですけれども、声としては、あえてこういう懸念事項はあるけれども、こういう対策を取っているというふうな発信してもらいたいという声の中にはあります。発信といったところで、今後より一層の工夫をお願いしたいと思えますが、この点に関して何かあればお願いします。

○柏木学務課長

鮫浜小学校に限らず、今後学級増、またそれに伴って工事等が必要な場合は学校を通じて、学校だよりですとか説明会等を通じて、しっかりと保護者・地域のほうに周知できるように努めてまいります。

○石田（し）委員

1点だけ。先ほど安藤委員からの話にもありましたけれども、ここまでこうやって数とかを把握しているのに、要は判断を学校側に任せる。それはいいのですけれども、だからといって別に理由を教育委員会が把握しないでもいいとは思わないと思うし、逆に今このような情報社会において、やはり教育委員会がいろいろな学校の様々な環境というものを把握しておくことによって、例えば学事制度であったような学校のいわゆる規模のことも含めたり、いじめの件だったり、いろいろその情報から見えてくるものもあると思うのです。なので、ぜひここは、先ほど答弁で今後どのように把握できるかというのを検討するという話でしたけれども、この件に限らずですけれどもここはぜひ、その判断を学校に任すのは全然いいのですけれども、それをやはりしっかりと情報は取って、教育委員会として様々な決定事項にその情報を生かしていただきたいと思うのですけれども、改めてそこをお聞かせください。

○柏木学務課長

これに限らず、情報収集につきましては今後しっかりと対応できるように考えていきたいと思えます。

○高橋（し）委員

今の教室の話なのですけれども、35人学級が6年生まで来年度入るとすると、今の5年生が6年生になったときに、小学校でほぼ同じ児童の人数を考えると、3学級が4学級になる小学校が、今ちょっと数えるだけでも6校あり、要するに今の6年生より来年の6年生のほうが教室の数が増えると。1年生が同じ人数入ると仮定した話なので、来年にならなければ分からないという話になるかもしれませんが、ある程度来年度の1年生の入学者数がある程度把握できた段階で、全体の教室がどうなるかということ把握しなければいけないと思うのですけれども、来年度にかけて明らかに6年生の学級数が増えることが予想されるわけで、その点についてどのような準備をしていらっしゃるのでしょうか。

○柏木学務課長

例年になるのですけれども、今回で言いますと、昨年度の予算編成の段階で入学者数、あと当然35人学級の対応の関係で教室数については試算をしまして、工事が必要なところ、あと教室の体をなしている教室があればそこは備品を整備すればいいところ、そこはしっかりと洗い出した上で予算要求をして、今年度、工事の場合は夏、備品の場合は年度末になりますけれども、来年度入学の教室増の対応をするということにしてございます。

○高橋（し）委員

ということは、では今年度に令和7年度に必要な教室数についても試算をして、それに対応できるような予算要望なりをして十分対応できると。新年度始まってから、新しい教室が足りないとかいうことにはならないようにしていただきたいと思うのですが、その点だけ。

○柏木学務課長

その点はしっかりと教育委員会として対応してまいります。

○高橋（し）委員

今、教室増の話なのですが、そういったことで教室を増やしていくと、今度はもう今年度、いや昨年度ぐらいからすまいるスクールの活動に影響が出ているという幾つかの小学校の声を聞くのですが、その辺りのすまいるスクールの活動スペースと、あるいは学校教育のスペースとの兼ね合いというか、その辺は所管でどのように対応し、どうしても今度はすまいるスクールに来ている子どもたちの遊び場がぎゅうぎゅう詰めだったりとかという環境がなかなか難しいところはあるのですが、その点については、教育委員会とすまいるスクール担当のところとどのような関係を作って円滑に進められるようにしているのか、お尋ねします。

○柏木学務課長

委員ご指摘のとおり、教室が増えますと、それがどうしても同じ学校で活動するすまいるスクールのほうに、苦しいのですけれども少ししわ寄せが行ってしまうという部分はございます。そういうこともございまして、学級増、あと就学人口の増加につきましては、子ども未来部ともその細部をきっちり情報交換しながら連携をとっているところでございます。

具体的にはどうしても専用の活動場所が減ってしまうというところで、低学年から順次になりますけれども、低学年の教室を共有で使っていくですとか、そういう部分でできるだけ活動の制限が出ないようにということで、所管の部署とは連携を取っているところでございます。

○高橋（し）委員

どうしても物理的な問題もあると思うのですけれども、その点よろしくをお願いします。

そして、すまいるスクールのお子さんたちが多くなると、今度はその子どもたちが帰るときに、先ほどもお話がありましたけれども、学校開放の利用に影響があると。つまり、その子どもたちが帰るときに、特に浜川小学校なんかは非常にたくさん子どもたちが帰る。それで、学校開放のほうに影響が出る可能性があるのではないかと思うのですが、その辺は、今度はこれはすまいるスクールと学校とスポーツの部分になるのですけれども、その辺りの調整はどのようにされているのでしょうか。

答えはどこで聞いたらいいのでしょうか。学校の一般開放に影響が少し出てくる可能性があると思うのですが、その辺りはすまいるスクールの責任で一般開放の側と話をするのか、教育委員会のほうの責任で話をするのか、ちょっと私は分からないのですけれども、そこだけ。

○つる委員長

学級編制の範囲の中でというところで、その先、その次の次という児童の移動の先の話ですが、そこまで見越して編制を考えていらっしゃるのかということでもよろしいですか。

○高橋（し）委員

よろしいですか。すまいるスクールの時間は学校の授業からずれています。それが終わった後に、一般開放の方々がその時間に来るから、そこでこの人の行き来が非常に難しくなるので、その辺りは学校とすまいるスクールと一般開放のところと、しっかり話ができているのかという話です。難しいですね。

○つる委員長

そうですね。報告事項の学級編制の中なので、非常に大事な視点、課題かと思います。よろしいですか。

○高橋（し）委員

分かりました。今度改めてお願いします。

○つる委員長

そうした課題もあるということも含めて、学級編制について考えていただくということによろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度新入学学校別増減要員一覧について

○つる委員長

次に、(3)令和6年度新入学学校別増減要因一覧についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

令和6年度の新入学学校別増減要因一覧についてご報告をいたします。資料をご覧ください。資料の1枚目が小学校・義務教育学校前期課程の新1年生、裏面が中学校・義務教育後期課程の新7年生の増減要員をまとめたものとなります。

初めに、小学校・義務教育学校前期課程のほうで説明をいたしますが、学校ごとに令和5年10月1日の住民基本台帳上の通学区域内の児童・生徒数が実際4月に入学するまでに、どのような要因で最終的に入学が決まったかというところを示しているものになります。表の一番右側にあります入学者数は、こちらも4月1日現在の人数で作成をしております。

それでは、新1年生について説明をいたします。まず表の見方でございますが、左側の校名の横が、令和5年10月1日現在のそれぞれの通学区域の住民登録上の入学予定者数となります。その右側から、増要因がそれぞれ記載されております。増要因の一番左の学校選択実績(a)、こちらは学校選択でほかの通学区域から希望申請され、実際に入学された児童数になります。希望をしたのですが入れなかったお子さんにつきましては、こちらの数字には入ってございません。なお、城南小学校でございまして、就学人口の増加により今年度も希望申請の対象外となっております。その他増要因として、指定校変更、区域外就学、転入等を記載しております。増要因の(a)から(e)までの合計が、増要因の小計(B)となります。

表の右側に減要因がそれぞれ記載をしております。減要因の一番左、学校選択実績(f)、こちらは学校選択でほかの学校を希望申請され、実際に入学された児童数となります。その右に、国公立、私立ですが、それぞれ区立学校以外の学校に入学された人数となります。そのほか、指定校変更、区域外就学、転出等、それぞれの要因を記載しております。減要因の(f)から(1)までの合計が、減要因の小計(C)となります。

こちらの最終的な入学者数が、一番右の令和6年4月1日入学者数(D)となります。品川区立学校の合計は一番下に記載をしております。昨年10月1日現在の入学予定人数は3,259人、希望申請で入学された方が415人。最終的に品川区立学校に入学された方が2,935人となっております。

続きまして2枚目、中学校・義務教育学校後期課程の新入学でございます。こちらは大変申し訳ございませんが、一部資料の訂正がございます。伊藤学園のところの義務教育学校学区外進級数(b)の欄にマイナス7の記載がございます。すみません、こちらは正しくは空欄となりますので、すみませんがマイナス7を消していただければと思います。それと、それに合わせまして、この義務教育学校の学区外進級数の合計数、ここは146と記載がございますが、正しくは153となりますので、

大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。

それでは、表の説明に入ります。表の見方は新1年生と基本同じとなります。ただ、先ほど訂正いただいた事務教育学校学区外進級数というのが、こちらの新7年生では欄がございます。増要因のほうでは（b）、減要因では（h）のところとなります。

こちらですが、義務教育学校は就学期間が9年の学校となりますので、前期課程に就学されている方は、通学区域外であってもそのまま後期課程に進級できるというものでございますので、この項目につきましては、前期課程の6年生に通学区域外から何人通っているかをまとめているものとなります。ですので、通常の単独の中学校のこちら減要因に数字が入っていますが、これはどちらかの義務教育学校の6年生に今いるという形でございます。人数としましてはそれぞれ差引きになりますので、一番下の合計数がちょっと先ほど訂正した数になります（b）、（h）とも153になってございます。

こちらの品川区立学校の合計は一番下にございますが、昨年10月1日現在の区内の登録人数が2,875人、希望申請で入学された方が395人、最終的に品川区立学校に入学された方が1,654人となっております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

小学校について少しお伺いしたいのですが、昨年に比べて、学校選択の実績が436人から415人に減り、指定校変更というのが66人から76人に増えているということなのですが、指定校変更が増えた理由というのをお伺いしたいのと、あとそれ以外にその他というのは48人いますけれども、このその他というのは主にどのような方なのかお伺いします。

○柏木学務課長

指定校変更が増えた理由でございますけれども、指定校変更自体は、こちらは年によって増えたり減ったりというのがございます。ですので、令和6年度は令和5年度よりも増えてございますけれども、ちょっと過去の実績で言いますと令和4年度は84件というのもございますので、それよりは減っているという状況でございます。

こちらの理由でございますが、すみません、こちらはまだ集計をしてございませんので、こういう申請が増えたというのを今この場でお答えすることはできない状況でございます。

それと、その他の数でございますが、その他の主な要因といたしましては、まず増要因で言いますと、こちらは外国籍の方で住民登録のない外国籍の方になります。特に大使館にお勤めの方とか、住民登録されていなくて区内に在住されているという、その方のお子様に通学区域の学校に通いたいという場合は就学できるようにしてございますのでその数が、ですので住民登録がない、当初の住民基本台帳数には含まれない数として、ここに表れてきているということになります。

減要因のその他も、こちら外国籍の方なのですが、こちらは主に住民登録がある方で、外国籍の方で重国籍、日本国籍以外をお持ちの場合は、就学猶予という制度で品川区立の学校に通わずに、もう一つの国籍のほうの外国人学校ですとか、そういう形に通うということがございますので、そういう部分で、就学猶予を受けた方はその他の数として、減要因のその他に数字が入ってございます。それともう一つが、就学相談を受けた結果、特別支援学級、固定級のほうに就学された方もこちらのその

他に入っております。

○安藤委員

選択の実績は、大分毎年選択する人も減っているし、実際に選択できる、入れる方も随分減っているということがあります。あと、昨今では地域ごとの就学人口の偏りもありまして、ただでさえそういった教育環境を整えるという条件で困難がある上に、さらに選択制ということになりますとかなり複雑になって、なおかつ選択制を実際希望する方も、制度としては一般論としてはいい制度と答える方が多いと思うのですが、特にそれでそれを実際に行使して、実際に選択できる方もどんどん減っていますので、私はそうした実態を見るに、選択制そのものをもう廃止を含めて見直していくということがいよいよ必要になってきているのかなと思います。これは意見です。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について

○つる委員長

次に、(4)品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について説明いたします。資料をご用意ください。

まず、1の改訂の趣旨でございます。今回の改訂については、令和6年4月1日付で施行となった改訂品川区いじめ防止対策推進条例の趣旨等を踏まえ、区長部局側によって基本方針の改訂にあたったものでございます。本日総務委員会にて、並行して報告をしております。

続いて、2の主な改訂点につきましては、記載の5点となっております。

3の改訂日につきましては、令和6年5月1日となっております。

続いて、4の教育委員会の対応についてです。3点記載をしておりますが、教育委員会と区長部局が連携をして、いじめへの対処、情報共有、また広報啓発活動を進めてまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

区長部局側としてということでしたけれども、4月23日に教育委員会があつて議題となっているようでしたけれども、教育委員会ではどのようなご意見が出たのか、ちょっと伺いたいということが1つ。

それと、この改訂点が実際にどのように改訂になっているのかがホームページを見ても見当たらず、資料としては報告を受けて意見を言うにはちょっと不十分かなと思ったので聞くのですが、(1)に「いじめ相談に係る勸奨の記載」とあるのですが、これは何なのでしょう。具体的な文言としてはどのような内容になっているのか伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

4月23日の教育委員会にて、所管のコンプライアンス推進担当のほうから説明がありまして、今回条例の改正に合わせた基本方針の改訂であるという趣旨の下で、委員の先生方からもご納得いただけるような内容でございました。すみません、正確な議事録が今手元にございませんで、詳しくは述べることでできないのですけれども、説明がされました。おおむねご納得いただいたような形で説明がされました。

それから、改訂点のところのいじめ相談に係る勸奨の記載というところでございますけれども、区長部局側の取組として、いじめの早期発見という項目が追記されております。その中で、相談体制の整備という項目がございます。具体的に申し上げますと、児童・生徒、保護者、地域住民等が安心していじめに関する相談等を行うことができるよう、心理・福祉等に関する専門的知識や経験を有する職員による相談体制を充実させるということと、相談等にあたっては、いじめ対策ポータルサイト、いじめ相談専用電話、手紙、メールのほか、LINEを活用した相談予約による相談など、多様な手段により児童・生徒やその保護者等が相談等しやすい環境を整備するというふうにされております。

○安藤委員

分かりました。この改訂の趣旨とか今後の対応にも書いているのですが、連携協力の下、区長部局と連携して迅速かつ適切な対処に努めると書いてありますが、何かあまりにも行政用語で具体的に何も言っていないのではないかとというように聞こえてしまうのですが、ちょっと伺いたいのは、教育の独立性確保とか行政の教育への不当な介入というのは許されないという、これは大原則としてあると思うのですが、このいじめというのはやはり対症療法とともに、いじめが起きない、いじめにつながる子どもたちのトラブルを自ら解決できるような教室や学級をいかにつくるかという根本対策もまた重要だと思うのですけれども、そこは教育委員会が取り組むしかない分野なのかなとも考えているのですが、連携強化と言うのですけれども、改めて伺いたいのは、区教育委員会としてはこの教育の独立を守りつつ、具体的にはどのようにこの区長部局と連携していくということなのか。少しまだ見えづらいというか、それが今回の基本方針の改訂の内容とどのように関係しているのかというのを伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まずもって、いじめがまさに学校で起こりにくい環境をつくるというところでは、これはもう教育の役割と考えておりまして、今年度新規にいじめ予防プログラムを開始しているところでございます。

実際起きてしまったいじめに対する対処につきましても、基本的には学校が認知し、学校いじめ対策委員会にて対応方針を整えた後に具体的に対応を取っていくということでは、基本的には学校のほうで対処することではございますけれども、なかなか学校には言いにくいことであったり、なかなか思うように解決に進まない、そういったようなことで教育委員会にお問合せいただくこともあれば、今回、新たな区長部局の窓口のほうに相談に来るといったケースもございます。

そのような中で、区長部局側にいじめについての相談があった場合には、教育委員会・学校に、どのような形で相談者へのいじめ対応が進んでいるのか、そういったことを共有しながら、よりよい解決策についてお互いに協議して対応を進めていくと。そういった意味で連携をしていくということが、今回、基本方針に盛り込まれているところでございます。ですので、基本的には教育の独立性というところで、いじめの対処については学校・教育委員会が責任を持って対処するところではございます。一部なかなか解決しにくい事案については、区長部局側とも連携をして対応していくといった趣旨でございます。

○安藤委員

分かりました。

○高橋（伸）委員

今の連携協力のところなのですけれども、4番目の教育委員会の対応の（3）で、区長部局とともに広報啓発活動を進めていきますという内容なのですけれども、具体的に区長部局とどういう広報活動していくのかというのが、今の段階でこうやるのですよというのがお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今年の1月より、区長部局のほうでいじめに関するポータルサイトを立ち上げてございます。ただ立ち上げただけではなくて、この4月、5月に向けても少しずつ内容が更新されているところです。こうしたポータルサイトには、保護者向けのメッセージや児童・生徒向けのメッセージもございまして、そうしたものを区長部局と教育委員会と連携しながら、周知・啓発活動を行っていくということでございまして、そのいじめについての理解を深めていただくとともに、子どもたちがより安心して学校生活を送れるようなものを区全体で目指していくものでございます。

○高橋（伸）委員

今、保護者の方にもというお話がありますけれども、具体的に今の段階で保護者の方たちには、こういった活動をしていますよということは皆様にお知らせはしているのですか。

○丸谷教育総合支援センター長

1月に窓口が試行段階で開設している段階で、各学校を通じてお知らせのお便りを配布して、保護者にも周知をしているところです。今回、区長部局側も組織改正がありましたので、今新しいチラシを作成しているというふうにも伺っておりますので、また年度が変わりましたので、改めて周知をしていく予定でございます。

○高橋（伸）委員

分かりました。

○つる委員長

ほかにごございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 品川区子ども読書活動推進計画の改定について

○つる委員長

次に、(5)品川区子ども読書活動推進計画の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内品川図書館長

私からは、品川区子ども読書活動推進計画の改定につきまして、ご報告・ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

最初に目的でございます。令和6年度の当該年度につきましては、現行、当該計画の最終年度でございます。したがって改定にあたることになるのですが、この改定にあたりましては一層の高度情報化など、子どもたちの読書を取り巻く環境の変化が大変多くございますが、こういったもの、またこれまでの取組を踏まえまして、さらに子どもたちの読書活動の推進を図るようなもので進めてま

います。

次に、根拠法令がございまして、子どもの読書活動の推進に関する法律というものがございまして、そのうち、市町村に関しましては、都道府県子ども読書活動推進計画、これを基本といたしまして、当該市町村の子ども読書活動の推進状況を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならないというふうにされているものでございます。

次に、品川区における経過でございます。当該計画におきましては、国・都の策定を受けまして、平成17年度に第一次計画を策定しております。現行の計画が第三次改定で、第四次となるものでございます。

次に、国・都の動向でございますが、国におきましては令和5年に第五次が、都におきましては令和3年に第四次が策定され進められているというところでございます。一方で特別区の状況でございますが、23区中、当区を含めまして22区で策定されているという状況でございます。

次に、品川区子ども読書活動推進計画そのものについてのご説明でございますが、まず計画の位置づけでございます。品川区長期基本計画、また品川区総合実施計画、品川区教育大綱など上位計画がございまして、また、品川区教育委員会の教育目標、また教育方針におきましては、教育方針の中で、伝統・文化の継承と読書環境の充実というところでこういったものが紹介されているところもございまして、積極的に子どもが読書に親しむ機会を提供し、乳幼児から青少年期までの読書の充実を図るとされているところでございます。

策定年月日でございますが、令和7年3月を予定しているものでございます。

計画期間は令和7年4月から令和11年3月までの5か年間でございます。

策定方法につきましては、従前と同様ではございますが、策定委員会方式を採用するとともに、アンケート・ワークショップパブリックコメントなど、こういったものを行いながら進めていく予定でございまして、

また、策定委員会でございますが、学識経験者、学校の方、子ども関係団体など関係各位のご協力をいただきながら、意見を取り入れ進めてまいりたいと考えているところでございます。また、このほか今日の文教委員会のほか、教育委員会のほうにも意見をいただきながら進めてまいりたいものでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

策定委員会なのですが、開催時期というか回数はどれぐらいやるのかということ、公開の有無について、公開すべきだと思うのですが、伺いたいのと、それと策定業務というのはプロポーザル方式にということなのですが、業務支援事業者を選定するということなのですが、残念ながら区自力で作れなくなっているのかということか、かつては図書館と言えば区の職員が専門性を積み上げてきたものであったと思うのですが、前回からこうなのですか。今回初めてこういう策定業務委託をやるのかということを知りたいのと、あと、どのような条件を出して公募するのか、その辺も伺います。

○河内品川図書館長

まず策定委員会の時期、回数でございますが、この5月からすぐに開始いたしたいと思っております。全部で回数は5回を予定しております。

それから、公開の有無ですが、もちろん公開ということでございます。

それから、計画の委託事業者でございますが、前年度3月に既に決定されているというところもございまして、自力でできないのかというところがございますが、こういった知見、皆さんの声を踏まえたところを計画にくみ上げるというところで、事務作業をこういった支援も賜りながらを行いたいという計画をしているところでございます。

○つる委員長

業務委託が初めてかというところは。

○河内品川図書館長

初めてではないです。前回は業務委託で行っている状況です。

○安藤委員

事務作業の支援の委託ということであれば、それは必要なかと思いましたがけれども、もう5月から始めるということで、もう5月に入っていますが、かなりもう直前ということなのですが、どういう方々かというのはここに書いていますけれども、もう決まっているのか。公募というのはされたのか。パブリックコメントをやるかあるのですけれども、やはり私はパブリックコメントというのは大分固まった後に文言整理みたいなことが過去の実績になってしまっていますので、それ自体は全然駄目だと思うのです。変えなくてはいけないと思うのですけれども、現状がそうなっているのです、その計画の案をつくる段階で、やはりきちんと現場の意見や子ども読書活動に関わる方、関わっている専門家という方の意見を取り入れるということがすごく大事だと思っているのですが、学識経験者というのは、そういう子どもの読書活動に関わる専門家なのではないかというのと、それと、例えば区内の現状でも、子ども関係団体代表とか保護者とかいうふうに一般化するのではなく、現状でも図書館の様々な活動に携わっている方はいると思うのです。読書ボランティアの方ですとか、あるいは区民の方で実際に図書館の業務委託の仕事に関わっていらっしゃる方ですとか、そういう方々というのは入るのでしょうか。入れるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○河内品川図書館長

策定委員会の内容、メンバーのお尋ねでございます。まず学識経験者でございますが、前回に副委員長をお受けいただきました立正大学の図書館に関する方に打診をしているところでございます。こういった方の知見を生かすとともに、現状の立ち位置でございますが、前回は実はティーンズの世代につまましての読書の量が、非常にどうしてもそこで落ちる。これはアンケートを取った理由があるのですが、非常に時間的に余裕がないといいますか、学生さんは忙しいという点。それからデジタルの進展というところもございます。

そういった特性の中でも、やはり今回現行計画、現状では成績が令和4年度まで出ておりますが、これは図書館の利用者数を指標として判定しておりますが、順調に2万人ほど増えてきている。これは今回の計画の対象のゼロ歳から18歳までの利用者人数が順調に増えてきているというところもございます。

これを東京都上位計画におきましても、さらにティーンズの落ち込みについては是正、あるいは改良するための計画とすべきというところがございますが、委員の中には例えばボランティアでございますが、NPO法人の方、PTAの方、地域コーディネータの方、学校長の方、保育園・幼稚園の方、そういったものをはじめ、教育関係の区の職員なども含めまして総力を挙げましてこういったところを伸ばすとともに、これは5か年の計画なのですが、現状、若い方の例えばデジタルの感覚、読書の

感覚、こういったものは非常に足早に変化しているというような声も聞いているところでございます。こういったものを捉えつつ、中の子どもたち、あるいは学生の声、アンケートや、それからワークショップなどでつかみながらくみ上げていき、実効性のある5年間にしたいというところでこういった委員にしたというところでございます。

○安藤委員

かなりそういった方々というのも入っているというようなご説明だったと思うので、一安心はしたのですが、可能であれば公募の方もぜひ、というのは結構図書館に対して熱い思いを持っている方というのは、これまでの歴史的な経緯があると思うのですけれども、品川区内にはたくさんいらっしゃるので、もし可能であれば公募委員というのをやはり入れていただきたいと思うのですけれども、もしまだ時間的余裕があるというのであれば工夫していただけないかというのが一つあります。

それはもし可能なかどうか含めてご答弁いただきたいというのと、最後、目的のところちょっと時代変化のところで、「発達障害のある子どもや母語が日本語ではない子どもの読書についての相談が多く寄せられるなどの変化」とあるのですけれども、結構こういう読者についての相談というのは結構多いのだなと思ったわけですが、ちょっとその寄せられた相談の状況をもう少しご説明いただければと思います。

○河内品川図書館長

公募に関してでございます。今回公募委員はやっていない状況ではあるのですが、一方でこの取組の中で、アンケートあるいはワークショップの中で区民の皆さんにご参画いただきながら、声をいただくという方式を取っているところでございます。そうした中で、こういった声を生かしながらやっていきたいという考えでございます。

また発達障害、ちょっと言い方があれですけれども、そういった読書バリアフリーに関するお問合せなども、多いか少ないかというのは別にいたしまして、やはり現実問題いろいろいただいているところでございます。一人ひとりの方がやはりお困りの事情が違うというところもございまして、そういったところを丹念にあたっていくというところを基本にしていきながらも、やはりそういったあたり方なのですが、技術の進展や、それから手作業でしか作成できないようなものもございまして。そういったものを蔵書の中で一つひとつ積み重ねて数を多くしながら、対応力を上げていく5年間にしていきたいというところで進めていきたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員

1冊の本が子どもに与える影響というのは物すごくあると思います。私も子どもの頃に1冊の本で、偉人が対話形式で青年世代に語りかけるような本を読んで、大変に影響を受けています。その上で、資料の目的の(1)にも載せられているところで、今、安藤委員からも話が少しあったのですけれども、発達障害のある子どもや母国語が日本語でない子どもの読書、時代に沿った読書活動の推進が今後さらに求められてくると思われまます。今後策定される品川区子ども読書活動推進計画の策定委員会の中に学識経験者のほか各分野から選出するとあり、もちろんこういった方々も先ほどもあったとおりで考慮されると思われまます、障害福祉の観点でもう少し詳しくお聞きできればと思います。

○河内品川図書館長

まず、そういったハンディをお持ちの方という言い方はおかしいのですが、通常のやり方がなかなか困難な方に対してまず声にお応えすべきというところで、図書館のほうへの返し方なのですが、やはり技術的なところでしっかり返していく必要があると思います。意見をいろいろいただくもの、そ

れからこういった委員の方からこういった面へのアプローチが要る。もちろんそういったところも生かすのですが、完備の仕方、それから品川区は11館の図書館がございますが、メインは品川図書館で対応しつつ、各館に向けてどういった対応をしていくとか、その運営の仕方なども含め対応力を上げていくというような考え方であります。

したがってこれだという王道はなく、また突然にたくさん増えるというものではないのですが、一人ひとりのお困りの区民の方にしっかり対応していきながらやっていくことが基本と考えているところでございます。

○ゆきた委員

確認できました。

先日、区立二葉図書館に子どもと一緒にいった際に、障害のある方が車椅子で屋外階段につけられている車椅子用昇降機を上がっている途中で止まってしまって、大変苦慮されている姿を見ました。職員が対応してくださって一緒に上れましたが、こういったハード面のことや現場の声を聞くためにも、策定委員会の委員の選出にも、重複してしまうのですけれども、現場を知った当事者の声を組み入れられるような選出をしていただければと思います。

○石田（し）委員

1点だけ、品川区教育委員会として、この読書、いわゆる紙の書籍と電子書籍について、いわゆる今回出ている読書活動推進についてどのように考えているのかという大枠をちょっと教えていただきたいのですけれども、この中にも書いてあるのだけれども、今、いろいろ技術も発達していて、子どもたちの中でもそれこそタブレットも今学校で導入されてきて、電子書籍という存在があり、一方で紙の書籍があって、教育委員会としてはこの読書推進活動の推進においては、どのような立ち位置でどのような推進をしていくのか。その紙と電子書籍と両方なのか、別々なのか、ちょっとその辺を整理したいなと思って、教えてください。

○河内品川図書館長

紙とデジタルについての考え方でございます。まず本計画における目的の中で、本を読むこと、その本の中の定義に、紙もデジタルも定義としてはまだございません。一方で現実問題に移していきますと、お子さんたち、特にティーンズのお子さんたちは圧倒的に今デジタルデバイスといいますか、この計画がスタートしたときにはGIGAスクール構想、PCが各生徒にとという段階でございましたが、既にそれに加えて、皆さんはスマートフォンなどをお持ちで非常にアクセスしやすい状況。

その中で、例えばあまり具体的な商品名は言えませんが、読書ソフトウェア、読書の機械なども多数出ている状況でございます。そういった区分けをするようなことは目的としておりませんで、一方で名前は一例ですが、けんごさんという小説クリエイターの方がいらっしゃって、その方がデジタル動画でこういった本がありますよと、非常に極めて3分から5分くらいで紹介されると、T i k T o k売れとかいう名前もつくぐらい重版で売れるというところもあります。

つまり紹介の仕方によっては、デジタルが入り口になって紙が売れるのか、あるいは紙が深めたくてさらにデジタルで追っていくのか。その垣根がいろいろ出てくるかと思いますので、そういったところは今回の計画の中でアンケートや、それからのティーンズも含めましたワークショップを開き、そういったところの導入、とにかく生きていく上でしっかりと知識を身に着けることがまずは大きな目的でございますので、その垣根をすべきかすべきではないかというよりも、そういったものを読む環境や入り口がどこにあるのか。各世代に今の段階におきましても15歳から20歳の取組を、

例えば幼児期とか中学校、高校、それから大学生以上というところで分けながら既に展開しているところがございますが、その有効打の結びつけにこれを使っていきながら、紙・デジタルを問わずに本という概念の中で、知識をしっかりと読み込みながら豊かな人生を送っていただく目的に向かいまして、しっかりと取り組んでいきたい、現実的なものにしていきたいと思っています。それが5年間で刻む意味かと認識しているところがございます。

〇つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、すみません、今の石田しんご委員のことで1点だけ、申し訳ない。これは別に答弁はあれですけども、一方ではまちの本屋の課題がずっと指摘されていて、これは大きいシェアでも支援が必要だという観点がある。なおかつ読書推進というところでは、今、石田委員がご指摘いただいたような、またご答弁も含めて課題というものの捉え方もあるでしょうけれども、あとは教育としてどうそれを生かしていくか、活字だと思うのです。

今いろいろなバリアフリーの話もありました。当然いろいろな障害があろうとも、しっかりとそうした知識にアクセスできるような支援をしていくということは、これは大事な部分だということと、あとは今、紙媒体かデジタルかというところにおいては、これ一方で所管は全然違いますけれども、商業のほうでは例えばまちの本屋をどうしていくかという課題がある。これはどうしてもその図書館が大きな金額で購入をする際の選定の課題も一方ではあるわけですね。

通常のお客様の趣向として、購入で、なおかつ本屋で立ち読みをして本に触れてという観点と、やはり図書館に行ってゆったりとして調べ、そして時間を待ちながら、借りている人から順番を待っているといった方もいらっしゃる、いろいろな選択肢があるわけですけども、その視点も含めて、これは教育委員会ないし品川図書館というマターだけではなく、区全体としてまちの本屋とかをどうしていくかということで、やはり品川区全体のそうした文化の向上というか、活字文化の醸成につながるような連携も必要なのではないか。そういう部分では所管の行政の中で、図書館の業務と行政としてのそうした、また地域のそうした書店等をいかに支援していくかという観点につなげられるような施策展開というのは、横断的にできることなのかなと思いますので、この辺りは幅広い視野でぜひお考えいただければと思います。

もし何かあればよろしく願いいたします。

〇河内品川図書館長

品川図書館長の立ち位置としてお答えさせていただきたいと思います。

今の本屋の問題でいろいろあるかと思いますが、かつては本屋でいろいろな本に接しながら、借りてみようか買ってみようかとあったかと思いますが、こういった子どもの頃からの読書の習慣というのは大人になってもというところは、非常に大事になってこようかと思いますが。

そういった意味ではまちの本屋にマイナスの方向にはならないかなと思うとともに、図書館というのは限られたスペースの中で新刊本も扱えばということで、一定の除籍をしながら新刊を入れていくというような仕組みになっております。そこで除籍になった本をリサイクル本として区民の方にご提供しているあれがあるのですが、やはり個人で非常に感銘を受けた本は、リサイクル本をやった際にはぜひ分けてほしい、学生さんでもそういった方がいらっしゃる、やはりなじみ、そういったものを読み、深みが分かった段階でそういうものも浸透してくるのかなと。

やはり手元に置きたいという方も一定数いるところを見ますと、こういった読書習慣をまずは入り

口にしつつ、そういった習慣というのは文化なのか何か分かりませんが、そういったところでデジタルが展開する以前の人類の知恵というものは相変わらず活字の中に相当生きているものがございまして、そういったところの視点を大事にしながら、こういった計画を組み立てていければという、考え方のレベルで申し訳ないのですが、そのように思いながらこの計画をやっていきたいと考えているところがございます。

〇つる委員長

すみません、ありがとうございます。推進計画で、まちの図書館で買っていただく、いずれにしても子どもの読書活動が推進されるようなところでは、図書館、それから街中の本屋というところが大事かなと思います。

これはもう答弁結構ですが、本屋の中では買切り本というのがあるのです。もう取次、版元に返せない。ずっと不良在庫ということになってしまう本がある。例えばそういったものとかを街中図書館という形で行政が応援するような形で、いろいろ地域によってはかわら文庫とかやったりします。そうした形で活用するとか、そういったところも本屋の支援につながるし、活字文化の推進にも資するものだと思いますので、ぜひいろいろな知恵を発揮していただいて、まちの本屋も守りながら読書の推進ができるような、そうした観点からぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにご発言がありませんので、以上で本件は終了いたします。

(6) 品川区大原児童センター指定管理者候補者の公募について

〇つる委員長

次に、(6)品川区立大原児童センター指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇藤村子ども育成課長

私からは、品川区立大原児童センター指定管理者候補者の公募についてということで報告させていただきます。こちらは令和6年の第1回定例会のほうでご審議、議決いただいた形でございます、児童センターのほうでも指定管理者による運営が可能になったということで、今回公募するということでございます。

対象となる施設といたしましては2番に記載のとおり、品川区立大原児童センター、所在地はこちらの住所になっております。

また、3番で指定管理者が行う業務として、児童センターの事業運営ですとか維持修繕というところ、その他、区長が特に必要があると認めた業務というような形になっております。

4番で指定期間ですけれども、通常区のほうで指定管理5年で図っているところですが、今回施設のオープンが令和7年9月1日からということですので4年7か月間といたしまして、次期の指定管理の際に4月1日からスタートできるような形での指定期間という形にしております。

5番ですが、指定管理者候補者の選定というところですが、(1)で選定方法というのがございますが、公募型プロポーザル方式により選定するような形になりますが、児童発達支援センターと児童センターの選定と併せて一つの案件として行うという形です。(2)で選定委員会の設置、(3)の選定基準というのを記載しておるところです。

裏面のほうへ行きまして、6番で今後のスケジュールです。令和6年5月下旬になりますけれども、

公募要項のほう今取りまとめておりますが、こちらを公表いたしまして、公募の後、8月に選定委員会の開催・選定、10月以降、指定管理者の指定議案の提出という形で、令和7年に入りまして協定の締結、開設というようなスケジュールのほうを見込んでいるところでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

3点お伺いしますが、まず資料5の(3)のところを選定基準なのですが、利用者の平等な利用というのはどういうことなのか伺いたいのと、あと②のほうで管理に係る経費の縮減を図るとあるのですが、大原児童センターがそもそも直営館だったか委託館だったかというのは、すみません、ちょっと失念してしまっているのですが、経費の縮減になるのでしょうか。なるのだったら、その根拠をちょっと教えてもらいたいのが2点目です。

それと、区がこれまで培ってきた、直営館は直営館としてのノウハウがあると思うのですが、これをどう指定管理の事業者を生かしていくのか伺いたいと思います。

○藤村子ども育成課長

3点ご質問いただいたところでございます。まず利用者の平等な利用というところですが、公の施設なので当然ですが、皆様、こちらの児童センターおよび児童発達支援センターのほうで提供するサービスについて、平等にご利用いただければという観点での選定基準というところになります。

あと、2点目の経費の縮減というところですが、大原児童センターは今委託のほうで運営している館になっておりまして、なおかつ今、児童発達支援センターといいますか、インクルーシブひろばベルのほうはこちらと同じ建物に入っておりますけれども、違う事業者にも二重で委託しているような形になっておりますので、今回指定管理という形で公募しまして、事業者の一本化を図ることができれば契約面というか費用面でもメリットがあり、経費の縮減という形になるのではないかと考えているところです。

また最後のところ、ノウハウを指定管理に今後どうやって生かすかというところですが、今回大原児童センターが指定管理になった後も児童センター条例から外れるわけではございませんので、ほかの児童センター24館と一体となって、同じように事業をしていただくという側面も出てくると思います。ノウハウについてもこちらのほうで伝えたり、民間のノウハウをこちらでいただいたりということで、切磋琢磨してやっていけるのではないかと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 子ども・子育て会議および「品川区子ども計画」について

○つる委員長

次に、(7)子ども・子育て会議および「品川区子ども計画」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者にご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは子ども・子育て会議および「品川区子ども計画」についてご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。初めに項番1、子ども・子育て会議についてでございます。改めてのご案内となりますが、①概要にございますとおり、子ども・子育て会議は法の下に設置され、品川区子ども・子育て支援事業計画の策定や、特定教育・保育施設の基準等の調査、審議を行っております。委員は、学識経験者や幼保・小学校関係者、子ども・子育て支援関係者等20名による会議体でございます。

続きまして、②令和5年度の開催実績でございますが、昨年度は2回の開催で、1回目は令和5年6月に実施しております。報告事項においては、品川区子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績報告および空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業についての報告をいたしました。

2回目は令和6年2月の開催で、報告事項においては、令和6年度私立保育園および幼稚園の設置等について。区内保育園等あり方基本方針について。またその他といたしまして、この後にお話しさせていただきます品川区子ども計画の策定についても触れさせていただいたところでございます。

次に項番2、「品川区子ども計画」の策定についてでございます。①計画策定の経緯でございますが、令和5年4月施行のこども基本法において、市区町村といたしましてはこども大綱を勘案した「こども計画」を定めることが努力義務とされました。これを受け、区では現行の「子ども・子育て支援事業計画」および「子ども・若者計画」を一本化し、子ども施策を総合的に推進するための「品川区子ども計画」を策定することといたしました。

②にスケジュールを記載させていただきましたが、今年度は計画の検討の年にあたります。なお、さきに触れました子ども・子育て会議へ新たに5名の委員を追加し、幅広く検討することとしております。そして、令和7年4月には計画実施を予定しているところでございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〇安藤委員

子ども・子育て会議という名前は変わらないということによろしいのですかということですか。

あと、子ども計画を策定するというこの会議体なのですが、それ以外にはどのようなことを行う会議体になるのか。今までは子ども・若者部門というのがあったわけです。それもここに統合されるということになれば、今までそちらがやっていたものとかも、こちらの会議体に含まれるということになるのでしょうか、伺います。

〇柴田子ども施策連携担当課長

お尋ねの3点についてお答えさせていただきます。

まず会議の名称でございますが、「子ども・子育て会議」、こちらはそのまま残る形となります。

そして2つ目の、子ども・子育て会議は何を行っていくのかについては、これまでと同様に、保育園等が新たに設置ですとか代表者が変更される場合に審議をさせていただいている会議体となっております。

そして、3点目の子ども・若者計画もこの子ども・子育て会議で扱っていくのかというところでございますが、今回新たに組織します子ども・子育て会議につきましては、子ども・若者計画に携わっていただいている青少年問題協議会の専門委員の中から新たに委員を5名追加して、プラス5名

の25名体制となりますので、子ども・若者計画の進行管理に関しましても、今後は子ども・子育て会議の中で行っていくという考えでございます。

○安藤委員

令和5年度は2回の開催だということなのですが、今回子ども計画を策定するという課題もあるのですが、今年度は何回ぐらい会議を行って、来年4月の計画実施、策定を目指していくのでしょうか。伺いたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長政策連携担当課長

今年度は、4回の開催を予定しているところでございます。

○つる委員長

ほかにごございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 法改正に伴う児童手当事業の変更について

○つる委員長

次に、(8)法改正に伴う児童手当事業の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○飛田子育て応援課長

それでは私から、法改正に伴う児童手当事業の変更についてお知らせいたします。

まず、事業の目的でございます。今回国のほうで、家庭等における生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするために法改正を行いまして、児童手当事業が変更となりました。

2番の新旧対照表をご覧ください。今までのところ、今回の変更は令和6年10月以降からとなります。そちらのほうで支給の対象者が、今までは中学校修了までの児童を養育する方でしたが、今度は高校生年代までということで拡大をされます。所得制限については、今まで所得制限がありました。が、今回からは所得制限がありません。

手当の月額ですが、0歳から3歳未満が1万5,000円、3歳から高校生年代の第1子、第2子までが1万円。第3子以降は、0歳から高校生年代まで3万円ということになります。支給月です。今まで年3回行っていたところですが、これからは偶数月の年6回ということで、最初の支給日は令和6年12月となります。

3、区民への周知ですが、区ホームページ、広報紙などへ掲載しまして申請の受付の周知を図るとともに、対象者へは申請書を送付いたします。

4、スケジュールにつきまして、令和6年7月上旬にはコールセンターを設置しまして、区ホームページ、広報紙へ掲載しまして、7月下旬より申請書を送付、8月上旬から申請受付を開始しまして、12月上旬には変更後、支給の開始を行うということになります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

改めて伺いたいのですが、児童手当は国の制度だと思うのですが、品川区としての何か負担という

のはこれまでであったのでしょうかということと、今回の改定で、多分ないと思うのですけれども、区の負担もなかったら今回の改定でも関係ないのではないかと思いますのですが、区の負担の変化などがあるのかないか伺いたいと思います。

○飛田子育て応援課長

今までの費用負担のところですが、今まではありました。今まで、国が6分の4、都が6分の1、区が6分の1とあって、これは年代に多少変わりますが、大体0歳から3歳未満と、また3歳から小学校6年生とか、そういうところでも基準がありまして、区としては6分の1の負担ということになります。

今回、では新たにどのようになるかということですが、今回は3歳未満であれば、被用者の場合は支援納付金が5分の3、事業主が5分の2というふうになります。非被用者の場合ですと国が15分の4、都が15分の1、区が15分の1、支援納付金が15分の9となります。ちょっと細かくなりますが、3歳以上となりますと国が9分の4、都が9分の1、区が9分の1、支援納付金が9分の3となっております。

○安藤委員

やはり子育てにかかる費用の特別なお金がかからない社会を目指すという点では、すごくこの制度の児童手当の改正というのはすごくいいことだと思うのですが、現実に私も今子どもがいますけれども、今回の改定で所得制限がなくなるということで、額も増えるのですね。そういう意味ではありがたいと思うのですが、ちょっと今のご説明ですと、ごめんなさい、区の自治体の負担が結局増えるのか減るのかがよく分からなかったのですが、トータルで言うと、今回の制度改正で区としては、いや、もう負担が重くなってしまうということなのか、それとも逆なのか、変わらないのか、そこら辺をもう一度お願いします。

○飛田子育て応援課長

実際のところ、今まで所得制限で対象者は人数が少なかったというところでは、区の持出しも少なかったのですが、今回は所得制限が撤廃されますので、その分対象者が増える分については、やはりその分区も負担が増えるという認識でございます。

○安藤委員

だから、ちょっとやはり国が責任を持ってそういったところはきちんとやらなくては、そういう意味でも持続的な子育て支援にならないと思いますし、やはりそこら辺については、なるほどなかなか大変な状況だというのは分かりましたけれども、やはり制度そのものを抜本的に変えていくということも必要なのかなと改めて思いました。

あと、この子育て支援、異次元の少子化対策と言いながら、その財源を保険料負担に上乗せとかいうこともしていますので、そうした財源の捻出仕方も含めて、少し今の具体化についてはおかしなことが多いなど、この政治は変えていかなくてはいけないと改めて思いました。

○ゆきた委員

児童手当に関して、令和4年度6月以降からは現況届の提出が不要になったことで、現在は自動的に支給の継続がなされて、家庭の手続き上の負担軽減にもなっていると認識しています。申請書が必要な場合は出生時と転入時のみであって、区は児童手当の必要な世帯の把握がなされていると思われませんが、確認なのですけれども、この対象者に申請書の提出が条件にされている理由というのは、この所得制限の上限がなくなったから、その対象者に対して申請書を送っているということの認識でよ

ろしいでしょうか。

○飛田子育て応援課長

今まで児童手当を支給されている方には支給先の銀行口座はこちらで把握しているの、特に申請は要らないのですが、今まで申請を受け付けていなかった高校生年代、それと所得制限以上の方でその支給先、振込先が分からない方、それに対しては申請が必要になってきます。

○ゆきた委員

では、その新たに申請が必要になった方に対してのみ送付するという認識でよろしいのですか。

○飛田子育て応援課長

そのとおりになります。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 令和6年4月入園申請状況等について

○つる委員長

次に(9)令和6年4月入園申請状況等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

私からは、令和6年4月の入園申請状況等について報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

1の保育提供区域別申請状況の表でございますが、子ども・子育て支援事業計画で定めております保育提供区域別に、年齢ごとの申請者数、入園者数、不承諾数、待機児童数を記載してございます。下の表2の全体数をご覧ください。全体で申請者数が2,929人で、前年から196人の減となりました。入園者数は2,260人で、前年から151人の減、不承諾数は669人で、前年から45人の減となりました。待機児童は、令和4年度、5年度に続き、3年連続でゼロとなっております。

次に2ページ目、裏面をご覧ください。参考といたしまして、令和6年5月の地区別、年齢別の入園可能数を、1ページ目の入園状況と対比できる形で記載してございます。一番下の合計欄をご覧ください。年齢別では、0歳児が377人、1歳児が104人、2歳児が165人、3歳児が287人、4歳児が257人、5歳児が311人、合わせまして全体で1,501人の空きがございました。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

今年も3年連続待機児ゼロと言いましたけれども、不承諾数がわずか45人しか減らず、669人もいるということなのです。ですから、これはもう何度も毎年言っておりますが、いわゆる国の待機児童数の定義から外れる、いわゆる隠れ待機児というのが含まれ、それを含むと669人いるということだと思うのです。

ちょっと伺いたいのは、申請者が大分200人ぐらいも減っていますが、これはなぜなのか、どのように区は分析しているのか伺いたいということ、それとその不承諾数の内訳を毎年伺っているの

すけれども、主なところが分かればお伺いしたいのですが、例えば認可外保育園の利用者で保育料助成を受けている者は何人いらっしゃるのかとか、これは認証保育所ではない話なのですけれども、あと区の1年限りの定期利用保育事業の利用者、取りあえずそこに入っていますから待機児童ではありませんよという方は何人なのか。それと育児休業中の方は何人か。あと、特定の保育園のみ希望しているからあなたは待機児童ではありませんという方ですね。そのうち、さらに1園のみ希望している方というのは何人いるのか。最後に、求職活動、求職というのは求める職のほうですけれども、求職活動を保育園に入れなかったために諦めた、休止している方というのは何人いるのか。ちょっと後で聞いてもいいけれども、取りあえずこの場でも伺えたら。

○つる委員長

今質問の項目が幾つかありましたが、今手元があれば。

○芝野保育入園調整課長

まず2点ご質問いただきまして、1点目の申請者数の減です。こちらなのですが、就学前人口のほうはかなり減っておりまして、昨年と比べて0歳児から5歳児までの就学前人口が776人減っているという最新の資料がございまして、この辺が申請者数に影響しているのかなと推測はしております。

続きまして不承諾の内訳でございますが、少し長くなってしましますが簡単に申し上げますと、認可外保育施設の利用者、こちらのほうは0名、1名もおりませんでした。2番目が定期利用保育事業利用者のほうが5名おりました。3番目に育児休業の延長を希望した方、こちらは240名いらっしゃいます。4番目に特定の保育園のみを希望している方ということで217人。うち1園のみを希望されている方が77人いらっしゃいました。最後に、保育園に入れないなどの理由により求職活動を休止している方は、この方は0名、いらっしゃらないということでございます。

○安藤委員

そうですね。ですから、就学前人口がかなり減っているというのはちょっと驚きましたけれども、やはり子どもを産む、産まないというのは、本当にもう結婚する、しないも含めてもう家族のあり方は自由なのですが、やはり希望するのであれば子どもを出産し育てられるという社会にしていかなないと、本当にきついなと、持続不可能な社会になると思うので、そういった点では、子どもが減っているから保育園もそれほど数が要りませんなどと言っている場合ではないというか、むしろそういった環境を充実させていって出生率を上げていくというようなことが、やはり求められているのではないかと私は思います。

それと、やはり内訳を聞きますと、よくよく見てみると、待機児ゼロと言ってもこれで万々歳とは決してならない数字だと思いましたので、引き続き区立保育園の維持・強化を含めて、こういった保育行政の強化に努めていっていただきたいと私は思います。それはご意見です。

○ゆきた委員

令和6年4月の入園申請に対する不承諾数が全体で669人とお話があったと思いますが、5月現在の入園可能数は1,501人となっており、数を見ると、場所を選ばなければ十分に余剰がある状況だと思われそうですが、年齢別に見ると1歳児の不承諾者数は383人となっていて、1歳児の5月の入園可能数は104人でありまして、荏原地区以外では全て不承諾数が入園可能性を越えていると思われそうです。ここの現状の対策としてどう考えられているか、お聞きできればと思います。

○芝野保育入園調整課長

1歳児の入園についてでございますが、やはり4月に入園され、引き続き5月、6月と入園調整をかけていくという形になりますが、どうしてもやはり定員のほうはどんどん食われるというか減少していくという形になります。

今、逆に0歳児のほうはかなり育休の取得が可能になりまして、空きが大分増えてきているというところもありますので、今後の話になりますが、保育のあり方の検討を今進めております。こちらの中で定員の見直しというのも考えていきたいと考えていますので、そこで議論をさせていただいて、またご報告させていただきたいと思っております。

○ゆきた委員

確認できました。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

○つる委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、正副委員長より1点ご報告いたします。

2月27日の委員会でご案内しました、今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、お配りしております文書のとおり議長に提出いたしますので、ご報告いたします。委員および理事者の皆様のご協力に、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。大変にありがとうございました。

以上で、その他を終了いたします。

それでは、本日がこのメンバーによる最後の委員会となりますので、正副委員長よりご挨拶申し上げます。

それでは、吉田副委員長からお願いいたします。

○吉田副委員長

皆様、私にとっては副委員長という役職が初めての経験で、きちんと務まるかどきどきしながらの1年間でしたが、皆様のご協力のおかげで何とか、自己評価としては何となく役割を果たすことができたのではないかと感じております。大変良い経験をさせていただくとともに、勉強もさせていただきました。本当にありがとうございました。

○つる委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして私からご挨拶申し上げます。

1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。本当に各委員、理事者、そして書記のお2人のお力によって、この1年間の文教委員会が無事に今日を迎えられたと感謝しております。

この1年間のいわゆるよくある実りあるというふうな表現をしますけれども、それがあったかどうかというのは、後世の区民の皆さんにしっかりとご判断いただきたいと思います。また切替えがあ

りますけれども、引き続き文教委員会が所管する子ども未来、そして品川区の教育委員会が本当に子どもたちのためにますます発展していくことを祈念して、また教育委員会に感謝申し上げまして、委員長としての挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時56分閉会